

実績評価書

資料4-1

(厚生労働省1(V-1-1))

| | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|------------|--|------------|------------|------------|
| 施策目標名 | 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること(施策目標V-1-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働く事ができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1:労働力需給のミスマッチの解消を図るため需給調整機能を強化すること | | | | | | |
| 施策の概要 | ○公共職業安定所等において、以下の施策を実施。 ・個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ること。 ・職業紹介事業等及び労働者派遣事業の適正な運営を確保すること。 【根拠法令】 職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号) | | | | | | |
| 施策実現のための背景・課題 | 1 | 労働市場のセーフティネットとしての機能を果たさなければならず、求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するため、無料の職業紹介を行わなければならない。 | | | | | |
| | 2 | ・労働者派遣制度については、派遣期間制限の見直しや雇用安定措置の義務づけ等を内容とする改正労働者派遣法が平成27(2015)年9月30日に施行されており、平成30(2018)年9月30日で改正労働者派遣法の施行から3年が経過し、新たな派遣期間制限の期限や雇用安定措置の履行期限が順次到来していることから、改正労働者派遣法の再周知や相談対応が必要となっている。また、働き方改革関連法が平成30(2018)年6月に成立し、7月に公布され、同一労働同一賃金に関して、労働者派遣法についても改正されており、令和2(2020)年4月の施行に向けて、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への積極的な周知が必要となっている。 ・職業紹介等に関する制度については、社会経済の変化に伴い、職業紹介事業や募集情報等提供事業等、求職者や求人者が利用する事業の多様化が進む中、求職者等が不利益を被るなどの不適切な事案に対処し対応していくことはもとより、求職と求人とのより適切かつ円滑なマッチングを進めていくことが求められている。このため、職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化を内容とした職業安定法の改正が2017年に行われたことから、制度改正に関する周知が必要となっている。 | | | | | |
| | 3 | 経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上が課題となっている。そのため、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行わなければならない。 | | | | | |
| 各課題に対応した達成目標 | 達成目標/課題との対応関係 | | | 達成目標の設定理由 | | | |
| | 目標1 (課題1) | 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること | | 労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を進めなければならないため。 | | | |
| | 目標2 (課題2) | 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること | | 職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣法や求人情報の適正化を図るためのガイドラインの周知啓発等により、労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営を確保する必要がある。 | | | |
| | 目標3 (課題3) | 官民の連携により労働力需給機能を強化すること | | 求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。 | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 57,387,016 | 60,577,703 | 67,211,632 | 79,697,599 | 82,484,762 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,011,272 |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 57,387,016 | 60,577,703 | 67,211,632 | 79,697,599 | |
| | 執行額(千円、d) | 52,764,751 | 56,413,669 | 61,792,769 | 70,118,175 | | |
| 執行率(%、d/(a+b+c)) | 91.9% | 93.1% | 91.9% | 88.0% | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | | 年月日 | 関係部分(概要・記載箇所) | | | |
| | - | | - | - | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 達成目標1について | | | | | | | | | | 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 指標1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 過去の実績及び中高年齢者求職者割合の増加等を踏まえて設定。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 | | | | | | | | | |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | △ | | | | | | | | | |
| | | - | 31.1% | 31.3% | 31.5% | 30.9% | 29.2% | 30.8% | | | | | | | | | | | |
| | 年度ごとの目標値 | - | 31.6% | 32.4% | 31.3% | 31.5% | 30.8% | - | - | | | | | | | | | | |
| | 指標2 雇用保険受給者の早期再就職割合(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 過去3年間(平成28~30年度)の平均値を踏まえて設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数(注1) / 受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 | | | | | | | | | |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| - | | 36.3% | 36.2% | 38.3% | 38.8% | 38.4% | 37.7% | | | | | | | | | | | | |
| 年度ごとの目標値 | - | 33.9% | 36.6% | 36.0% | 37.5% | 37.7% | - | - | | | | | | | | | | | |
| 指標3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 過去の実績及び中高年齢者求職者割合の増加等を踏まえて設定。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 | | | | | | | | | | |
| | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| | - | 18.5% | 16.7% | 15.2% | 14.1% | 13.6% | 12.6% | | | | | | | | | | | | |
| 年度ごとの目標値 | - | 20.0% | 18.3% | 16.1% | 15.2% | 12.6% | - | - | | | | | | | | | | | |

| 達成目標2について | | 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|----|
| 測定指標 | 指標4 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数(アウトプット) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | |
| | | 労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として平成29年度実績を踏まえて目標値を設定した。 | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ |
| | | - | 80,630所 | 34,112所 | 35,750所 | 39,546所 | 61,608所 | 30,000所以上 | | |
| | 年度ごとの目標値 | 30,000所以上 | 30,000所以上 | 30,000所以上 | 30,000所以上 | 30,000所以上 | 30,000所以上 | | | |
| | 指標5 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | |
| | | 労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合(「理解が深まった」と回答のあった利用者/アンケート回答者)を目標として設定した。目標値は、最低限満たしておくべき水準として、90%としている。 | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ |
| | | - | 98.8% | 99.3% | 97.7% | 98.8% | 96.7% | 90%以上 | | |
| | 年度ごとの目標値 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | | | |
| | 指標6 ガイドラインを配布し周知した求人情報提供事業者及びその関係事業者の事業所数(アウトプット)/求人メディアの求人情報提供状況モニタリング件数(平成30年度以降) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | |
| | | 求職者の安定雇用やキャリアアップに影響を及ぼすおそれがある誇大な求人情報等の適正化を図るためのガイドラインを構築し、周知・啓発を図ることとしている。本ガイドラインを配布した事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として目標値を設定した。(平成28年度実績:1,065所、平成29年度実績:1,065所)なお、求人情報提供事業者の規模が想定よりも小さかったこと及びガイドラインの構築が完了して広範な周知から個別事業者への働きかけに事業内容を移行したことから、求人モニタリングの対象媒体数を指標として選定し、目標値を設定した。(平成30年度以降) | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ |
| - | | - | 1,065所 | 1,065所 | 300媒体 | 300媒体 | 300媒体以上 | | | |
| 年度ごとの目標値 | - | 10,000所以上 | 10,000所以上 | 300媒体以上 | 300媒体以上 | 300媒体以上 | | | | |
| 指標7 求人情報提供事業者を行う者等へのガイドラインの周知・啓発セミナー受講者の理解度(セミナー内容を理解した受講者/全受講者)(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | | |
| | 求人情報提供の適正化を推進していくためには、求人情報提供事業者がガイドラインの意義及び内容について理解し、ガイドラインに沿った事業運営を行っていくことが重要であるため、事業者向け周知・啓発セミナーを行った際に受講者の理解度についてミニテスト又はアンケートを行い、ミニテストの正答率が85点以上か、アンケートにおいて「理解できた」と回答した受講者の割合(当該回答者/アンケート回答者)を目標として設定した。目標値は、最低限満たしておくべき水準として、90%としている。 | | | | | | | | | |
| | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 | |
| | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ | |
| | - | - | 100% | 97% | 99% | 95.3% | 90%以上 | | | |
| 年度ごとの目標値 | - | 80%以上 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | | | | |

| 達成目標3について | | 官民の連携により労働力需給機能を強化すること | | | | | | | | |
|-----------|---|---|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|----|
| 測定指標 | 指標8 支援開始者の3か月後の就職率(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | |
| | | 民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業は、時間をかけたきめ細かいカウンセリング等の継続的な支援が必要なフリーター等を対象に、キャリアコンサルティング等の就職支援を実施するものであることから、対象者の一定期間後の就職率を目標として設定した。また、目標値については目標値を設定した時点における把握可能な過去の実績(H26:51.2%、H27:50.7%)を踏まえて設定した。 ※本事業は平成30年度限りで終了 | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | - | - | - |
| | | - | 50.7% | 53.1% | 58.7% | 58.9% | - | - | | |
| | 年度ごとの目標値 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 55%以上 | - | - | | | |
| | 指標9 利用者に対するアンケート調査において、「役に立った」と回答した割合(アウトカム) | 指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | |
| | | 3施設キャリアコン・セミナー事業は長期フリーターや母子家庭の母など、就職困難性の高い求職者については、ある程度時間をかけきめ細かな支援を行うこととしており、公共サービスとしての質を確保するため、利用者に対するアンケートの「役に立った」と回答した割合を目標として設定した。また、目標値については、前年度実績を踏まえ、一定の水準として設定した。 | | | | | | | | |
| | | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和元年度 | ○ | ○ |
| - | | - | 98.4% | 97.6% | 98.6% | 98.4% | 90%以上 | | | |
| 年度ごとの目標値 | - | 80%以上 | 80%以上 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 | | | | |

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

| | | |
|--------------------|----------------------|---|
| | <p>目標達成度合いの測定結果</p> | <p>(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、システム刷新に伴う求人更新の差し控え等といった要因から新規求人数の減少の影響により、前年度水準を下回り、目標値には届かなかったが、指標2及び指標3についてはいずれも目標を上回っていることから、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化は一定程度図られており、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 ・ 指標4～7については、いずれも目標値を達成していることから、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保という目標の実現により、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 ・ 指標9のアンケート調査における「役に立った」と回答した割合は事業開始(平成28年度)から90%以上を維持しており、目標値を達成している。なお、指標8は平成30年度限りで終了した事業に係る指標であるため、令和元年度の実績値はない。 ・ これらのことから、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を着実に実施したことが評価でき、労働市場における需給調整機能の強化に着実に寄与していることから、施策目標の達成に向けて進展があると判定した。 |
| <p>評価結果と今後の方向性</p> | <p>総合判定</p> | <p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標2及び指標3について、目標を達成するとともに、指標1についても概ね目標を達成したことを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介の実施等により、公共職業安定所の需給調整機能は、有効に機能したものと評価できる。 ・ 指標4及び指標5については、いずれも目標値を達成していることから、労働者派遣事業者や派遣労働者等に対する、労働者派遣法に関する理解促進の取組については、目標達成に対し有効的に機能していると評価できる。なお、指標4について、令和元年度実績値が大きく増加したのは、改正労働者派遣法における派遣労働者の同一労働同一賃金について、令和2年4月1日施行に向けて集中的に周知啓発を実施したためである。 ・ 指標6及び指標7については、いずれも目標値を達成していることから、求人情報提供事業者等に対するガイドラインの理解促進の取組については目標達成に対し有効的に機能していると評価できる。 ・ 指標9については、目標を達成しており、就職困難性の高い求職者に対し、民間の創意工夫を活用したキャリアコンサルティング等により求職活動に必要な知識の付与・意識啓発を行うことができた。結果、3施設(わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワーク)におけるマッチング機能を高めることができたため、官民の連携による労働力需給機能は、有効に機能したものと評価できる。なお、指標8は、利用者数の減少等の理由から平成30年度限りで終了した事業に係る指標である。 <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標2及び指標3については、公共職業安定所における職業相談・職業紹介について、新規求人数が減少する等の厳しい状況の中、各労働局職員向けのキャリア・コンサルティング研修等を実施し、ハローワーク職員の専門性を向上させるとともに、実績を踏まえて、相談員の削減、委託費・諸謝金等の削減などにより、効率的な業務運営に努めている。 ・ 指標4及び指標5については、限られた予算において各都道府県労働局に配置された相談員等が、自己の持つスキルを最大限活用し実施した結果として、高い目標達成度となっていることから、労働者派遣事業者や派遣労働者等への取組については効率的に実施されていると評価できる。 ・ 指標6及び指標7については、ガイドラインについて、単に事業者に配布するのではなく、求人情報を掲載している個別事業者に対してモニタリングを通じて効率的に周知が図られたこと、セミナーについて、集合形式により実施し、高い理解度を得ることができたことから、効率的な取り組みを行ったと評価できる。 ・ 指標9については、実施労働局についても3局に絞ることで委託費等の削減を図っている中で毎年度目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。なお、指標8は利用者数の減少等の理由から平成30年度限りで終了した事業に係る指標である。 <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、目標値に届いておらず、新規求人数が減少傾向となっている等の現在の雇用情勢を踏まえれば、求人開拓や就職支援対策の更なる強化が今後の課題である。加えて、求職者に対するマッチングを促進するため、求職者の職業理解を促すといった取組が必要と考えられることから、これまでの取組に加えて職業情報提供サイト(日本版O-NET)等の更なる活用といった取組が必要となっている。指標2及び指標3については、目標を達成しており、成果をあげているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・ 指標4～7については、いずれも毎年度目標値を達成していることから、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、今後とも有効かつ効率的な運営のため、労働者派遣事業者、派遣労働者及び求人情報提供事業者等への周知啓発及び相談等に関する取組を適正に実施する必要がある。 ・ 指標9については、目標を達成している一方で、平成28年度から平成30年度にかけて支援対象数は見込みを下回っている。引き続き民間人材ビジネスの積極的な活用により、キャリアコンサルティング等や講義・実習を通じた求職活動に必要な知識の付与・意識啓発等を行うとともに、求職者の実施施設への誘導を促進していく。なお、指標8は、利用者数の減少等の理由から平成30年度限りで終了した事業に係る指標である。 |
| | <p>施策の分析</p> | <p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>(指標1～3、9について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度に向けて、医療福祉分野等の人材不足分野を中心としたマッチング機能の強化に取り組むとともに、職業情報提供サイト(日本版O-NET)等の更なる活用を含め、事業の効率性を高めることとする。 ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響による医療・福祉分野の人材不足解消に向けた体制整備のため、次年度より、本省・医療・福祉人材需給調整企画官(仮称)等の配置を求める組織定員要求を行う予定。 ・ 新型コロナウイルス感染症等により経済活動の縮小の影響を受けた失業者の増加が見込まれることから、十分な雇用対策のための必要額を精査の上で予算要求を行っていく。 <p>(指標4～7について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも目標値を達成しており、現行の取組が有効かつ効率的に実施されていると判断されることから、今後も、引き続き目標達成のために、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保に向けて、適正な取組実施に努めることとする。 ・ 達成目標3については、令和2年度より、就職氷河期世代の多種多様な課題に対応するとともに、特に不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により、不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施していることから、これに関する新たな指標(当該事業の支援対象者のうち、期間の定めのない雇用での就職率)を設定する予定。 |
| | <p>次期目標等への反映の方向性</p> | |

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 有識者会議WG後に記載しますので、現時点での記載は不要です。 |
|-----------------|--------------------------------|

| | |
|----------|---|
| 参考・関連資料等 | <p>【関連法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業安定法(昭和22年法律第141号) (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000141) ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号) (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=360AC0000000088) <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マザーズハローワーク事業推進費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/512.xlsx) ○失業給付受給者等就職援助対策費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/513.xlsx) ○再就職支援プログラム事業費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/514.xlsx) ○人材確保対策コーナー等運営費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/515.xlsx) ○ハローワークのマッチング機能強化のためのキャリアコンサルティング推進事業 (https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/516.xlsx) ○ふるさとハローワーク事業推進費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/517.xlsx) ○ハローワークシステム運営費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/518.xlsx) ○職業安定行政推進費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/519.xlsx) ○求人確保・求人者指導援助推進費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/520.xlsx) ○労働者派遣事業の適正な運営の確保にかかる経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/521.xlsx) ○一体的実施事業運営費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/522.xlsx) ○長期療養者就職支援対策費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/523.xlsx) ○優良な民間人材サービス事業者の育成促進(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/524.xlsx) ○求人・求職情報の提供に関する体制の整備(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/525.xlsx) ○求人情報提供の適正化推進事業費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/526.xlsx) ○職場情報総合サイト(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/527.xlsx) ○職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)の構築(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_xls_saisyuu/528.xlsx) ○労働者派遣事業の適正な運営の確保にかかる経費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_5-1-1_saisyuu.html) ○求人情報提供の適正化推進事業費(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_5-1-1_saisyuu.html) |
|----------|---|

| | | | | | |
|-------|--|--------|---|----------|--------|
| 担当部局名 | 職業安定局首席職業指導官室 職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室 職業安定局需給調整事業課 | 作成責任者名 | 首席職業指導官 松瀬 貴裕 民間人材サービス室長 島田 博和 需給調整事業課長 松原 哲也 | 政策評価実施時期 | 令和2年9月 |
|-------|--|--------|---|----------|--------|